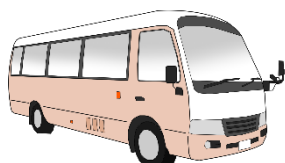


事業所から交通事故を防止するために 安全運転管理者を選任しましょう！

一定台数以上の自動車を使用する事業所は、自動車の安全な運転を確保するために、事業所等の業務に従事している運転者に対する安全教育や、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるために安全運転管理者を選任しなければなりません。

1 選任の基準

乗車定員 11 人以上の自動車



1 台以上

その他の自動車



5 台以上

【安全運転管理者を選任】




【20 台以上は副安全運転管理者を選任】

※20 台を超えるごとに 1 人加算

安全運転管理者の
業務をサポート！



※二輪車は  0.5 台で数えます。原動機付自転車は含みません。

※社員の自家用車も業務で使用していれば 1 台として数えます。

※自動車運転代行業者は台数に関係なく、営業所ごとに選任が必要です。

2 資格要件

| | 安全運転管理者 | 副安全運転管理者 |
|----------|---|--|
| 年齢 | 20 歳以上の者 副安全運転管理者が置かれる場合は 30 歳以上 | 20 歳以上の者 |
| 経験 能力 | 自動車の運転の管理に関し 2 年以上の実務経験を有する者、またはこれらと同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者 | 自動車の運転の管理に関して 1 年以上の実務経験を有する者、または 3 年以上の運転経験を有する者、またはこれらと同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者 |

※上記要件以外に違反等の欠格要件もあります。詳しくは県警ホームページを御確認ください。

3 選任されたら

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するため、



- 安全運転指導
- 運行計画の作成
- 運転日誌の備え付けと記録
- 点呼等による日常点検整備と指示 等

道路交通法施行規則に基づいて業務を実施する必要があります。適正に管理・指導することで事故を防止しましょう。

申請方法等の詳細は茨城県警ホームページをご確認ください。

